

大分大学学生寮規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第64条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の学生寮に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生寮は、本学の学生に勉学と生活のための良好な環境を提供することを目的とする。

(入寮対象者及び定員)

第3条 学生寮の入寮対象者は、本学に在学している学生及び外国人留学生とする。

2 入寮定員は、290人とする。

(管理運営の委任)

第4条 学長は、学生寮に関する管理運営を、学長が指名する理事（以下「理事」という。）に委任するものとする。

(審議機関及び審議事項)

第5条 学生寮に関する基本的事項については、大分大学学生・留学生支援委員会において審議する。

(入寮願)

第6条 入寮希望者は、入寮願及びその他必要な書類を添えて、理事に願い出るものとする。

(入寮選考及び許可)

第7条 入寮者の選考については、次項及び第3項の規定により選考の上、理事が入寮を許可する。

2 入寮者の選考は、入寮希望者が提出した所定の書類に基づき、次の各号を考慮して行う。

(1) 経済的事由

ア 同一家計内における年間所得状況（日本学生支援機構奨学生推薦選考基準の家計経済事情判定基準を準用する。）

イ 家族状況

(2) 地理的事由

ア 住居の所在が遠距離のため、通学が不可能な場合

イ 通学に要する時間が著しくかかる場合

ウ その他の事情により通学が困難な場合

(3) 風水害等の災害及び不慮の事故が生じて、特に考慮する必要がある場合

(4) その他学長が必要と認めた場合

3 入寮希望者が入寮定員に満たないときは、前項に該当しない入寮希望者であっても、入寮を許可することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、外国人留学生の入寮については、別に定める基準により選考の上、理事が入寮を許可する。

(入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、指定された期間内に入寮手続を行い、入寮しなければならない。

2 入寮を許可された者が、正当な理由がなく、指定された期日までに入寮手続を完了しないとき、若しくは指定された期間内に入寮しないとき、又は入寮の申請に当たって虚偽の事実を記載したことが判明したときは、理事は入寮の許可を取消することができる。

(入寮許可期間)

第9条 入寮許可期間は、原則として、入寮を許可された日から2年間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、延長を認めることができる。

- (1) 入寮許可期間終了の日前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、理事が相当と認める事由がある場合
 - (3) 身体等に障がいのある学生であって、理事が身体等に障がいのある学生の支援委員会等の意見を聴取した上で相当と認める事由がある場合
- 2 入寮時期は、原則として、学期の始めとする。
- 3 前二項にかかわらず、外国人留学生の入寮許可期間については、別に定める。

(寄宿料)

第10条 寄宿料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）に定める額とし、所定の日までに納入しなければならない。

(維持管理一時金)

第10条の2 入寮者は、入寮に当たり、退去時の原形復旧費用として、維持管理一時金を所定の日までに納入しなければならない。

2 維持管理一時金は、26,400円とする。

(光熱水料等の負担)

第11条 入寮者は、光熱水料の経費を負担するものとする。

2 光熱水料は、毎月所定の日までに納入しなければならない。

(施設等の保全)

第12条 入寮者は、学生寮の施設・設備の保全及び保健衛生に意を用い、防火及び災害の防止に努めるとともに、これらに関する本学の指示に従わなければならない。

2 入寮者は、故意又は過失により施設・設備を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮手続)

第13条 退寮を希望する者は、退寮を希望する日の1カ月前までに理事に所定の退寮願を提出するものとする。

(退寮措置)

第14条 理事は、入寮者が、次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずるものとする。

- (1) 学生の身分を失ったとき。
- (2) 第9条の入寮期間を超えたとき。
- (3) 寄宿料又は第11条に定める経費を3か月以上滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 学生寮の秩序を乱した場合。

2 理事は、入寮者が、次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

- (1) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認められるとき。
- (2) 長期にわたる休学が許可されたとき又は長期にわたる停学の処分を受けたとき。
- (3) その他学生寮の管理運営に著しく支障をきたす行為のあったとき。

(退寮時の点検)

第15条 退寮する者は、退寮に際し居室及び居室に附帯する設備等について、点検を受けなければならない。

2 第12条第2項の規定は、退寮時の点検によって判明した原状回復に必要な経費の弁償について準用する。

(入寮者以外の者の宿泊)

第16条 学生寮には、入寮者以外の者の宿泊は認めない。

(事務)

第17条 学生寮に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第12号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第65号)

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年規程第31号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 大分大学学生寮入寮者選考基準(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程施行の日の前日において、入寮を許可されている者については、第3条2項及び第9条の規定にかかわらず、従前の例とする。

附 則 (平成21年規程第72号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第8号)

この規程は、平成23年2月16日から施行する。

附 則 (平成24年規程第86号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第42号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第58号)

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則 (令和5年規程第11号)

この規程は、令和5年2月15日から施行する。